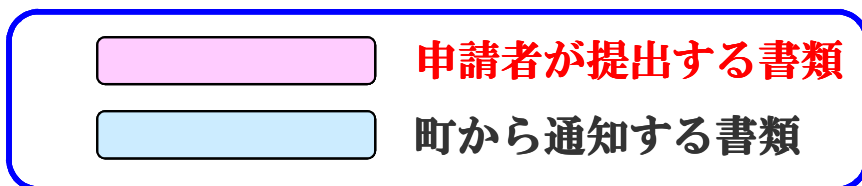


申請から交付までの流れ



補助金交付申請書(様式第1号)
※太陽光発電設備を申請

- (1) 発電システムの仕様書(補助要件が確認できるもの)
※別紙を参照 『補助要件及び補助金の説明』
- (2) 発電システム設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (3) 設置予定箇所の位置図

補助金交付申請書(様式第2号)
※高効率給湯器設備を申請

- (1) 給湯器の仕様書(補助要件が確認できるもの)
※別紙を参照 『補助要件及び補助金の説明』
- (2) 給湯器設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (3) 設置予定箇所の位置図

補助金交付申請書(様式第3号)

※変更が生じたら…

変更等承認申請書(様式第4号)

補助事業等変更通知書(様式第5号)

(工事の着工又は建物の引渡)
交付決定通知を受けた後、工事に着工又は建物の引渡を受けなければならない。
○工事は、交付決定日から、
既築では3ヶ月以内、新築では6ヶ月以内、
又は3月31日のいずれか早い日までに工事を完了
○建売の場合は、交付決定日から、3ヶ月以内、又は
3月31日のいずれか早い日までに引渡を受けなければならない。

実績報告書(様式第6号)
※太陽光発電設備の実績報告

- (1) 住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの)
- (2) 補助事業の実施状況を示す写真
※設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの
- (3) 補助事業の実施に係る領収書の写し
※太陽光発電設備の設置費用とわかるもの
- (4) 電力会社との需給契約書の写し
- (5) 竣工検査の試験記録書の写し

実績報告書(様式第7号)
※高効率給湯器設備を申請

- (1) 住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの。)
※ただし太陽光発電設備と同時に申請する場合は省略できる
- (2) 補助事業の実施状況を示す写真
※家屋に機器が設置されている様子が確認できるもの
- (3) 補助事業の実施に係る領収書の写し
※高効率給湯器設備の設置費用とわかるもの

実績報告書の審査および必要に応じた現地調査

確定通知書(様式第8号)

補助金交付請求書(様式第9号)